「しないよ ぜったい みないふり」

令和５年度いじめ防止標語最優秀賞作品

■幸手市いじめ防止強化期間　～11月1日(金)から15日(金)まで～

いじめ問題の根絶に集中的に取り組むため、市内全小・中学校において、いじめ防止について高い意識を持ち、理解を深めていきます。「いじめは絶対に許されない、いじめは卑怯な行為である」と理解し、いじめ防止・根絶を目指します。

幸手市教育委員会は、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるという高い危機意識を持って、今後も各学校への指導を充実してまいります。

■幸手市道徳期間　～11月1日(金)から19日(火)まで～

市教育委員会では、平成29年度、学校・家庭・地域が一体となって児童生徒の道徳性を高めるため、幸手市小・中学校道徳期間を定めました。

児童生徒が授業の中で学んだことを家庭で話題にしたり、道徳科の教科書や、市の教材「幸手市郷土資料　道徳のまちさって」、県の教材「彩の国の道徳　未来に生きる」、「家庭用　彩の国の道徳」など道徳教材を読んだりして、ぜひ、この機会に「道徳」について考えてみてください。

道徳期間ロゴ

郷土資料

問合せ　いじめ防止強化期間・道徳期間　学校教育課☎(43)1111内線632
いじめ相談窓口　埼玉県県民生活部青少年課☎048(830)2907

■いじめ相談窓口

いじめられた子どもには心身に深刻な被害が生じることがあります。いじめは重大な人権侵害であり、決して許されません。いじめを受けたり、いじめに気が付いたら一人で悩まず相談・通報してください。

相談窓口など	連絡先	受付時間
■彩の国　よりそうみんなの電話・メール教育相談（埼玉県立総合教育センター）	18歳以下の子ども用(無料) ☎＃7300・☎0120(86)3192 保護者用☎048(556)0874 ✉soudan@spec.ed.jp	毎日24時間(年中無休) ※メールによる相談の返信は、平日の午前9時～午後5時に行っています。
■埼玉県警察少年サポートセンター	子ども用☎048(861)1152 保護者など用☎048(865)4152	平日午前8時30分～午後5時15分 ※土曜、日曜、祝日、年末年始除く。
■子どもスマイルネット	☎048(822)7007	毎日午前10時30分～午後6時 ※祝日、年末年始除く。
■社会福祉法人埼玉いのちの電話	☎048(645)4343	毎日24時間(年中無休)
■特定非営利活動法人さいたまチャイルドライン	18歳以下の子ども用(無料) ☎0120(99)7777	毎日午後4時～9時(年中無休)
■こころの健康相談統一ダイヤル	☎0570(064)556	毎日24時間(年中無休)
■埼玉県こころの電話（埼玉県立精神保健福祉センター）	☎048(723)1447	平日午前9時～午後5時 ※土曜、日曜、祝日、年末年始除く。
■子どもの人権110番（さいたま地方法務局）	☎0120(007)110	平日午前8時30分～午後5時15分 ※土曜、日曜、祝日、年末年始除く。

■いじめ通報窓口(埼玉県教育委員会)

小・中・高校生の「いじめ」に関する通報は、右記QRコードから。
※この窓口は「いじめ」についての情報提供を受けることが目的であり、相談に対する返信は行いません。
※通報された情報は学校に提供します。学校は送信者がわからないように調査・対応します。

いじめに関する通報QRコード

■埼玉県SNS相談　心のサポート@埼玉

こころの健康に関する相談を、LINEで心理カウンセラーへ相談できます。
毎日午後7時～11時(受付終了は終了30分前まで)

心のサポート@埼玉

埼玉県思いやり駐車場

障がいのある人や要介護状態の人、妊産婦など、歩行が困難と認められる人に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者用駐車区画」および「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。

申請場所　社会福祉課(天神島1030-1)
☎(42)8435・FAX(43)5600

○交付対象者、申請方法、区画のある施設は市ホームページでご確認ください。

利用証(3種類)　(駐車時にルームミラーに掲示)

車椅子使用者用

その他障がい者、要介護者など用

妊産婦、けが人用

利用できる駐車区画(イメージ)

問合せ　県福祉政策課☎048(830)3223

冬期休日夜間診療・冬期小児休日診療のお知らせ

インフルエンザなどが猛威を振るう冬期に限り、休日夜間診療・小児休日診療を実施します。

◆冬期休日夜間診療

診療日時　12月1日～令和7年3月15日の日曜、祝日、年末年始(12月31日～令和7年1月3日)
午後7時～10時(受付は午後6時30分～9時30分)

診療科目　内科

◆冬期小児休日診療

診療日時　12月29日、30日、令和7年1月7日～3月15日の日曜、祝日の午前9時～正午

診療科目　小児科

※詳しい日程は、広報紙または市ホームページで毎月お知らせします。

【受診の注意】

- 必ず受診前に医療機関に電話連絡してください。
- お薬を飲んでいる場合は、お薬手帳をお持ちください。
- 発熱などの症状がある場合には、あらかじめ医療機関にお伝えください。

問合せ　健康増進課☎(42)8421